

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 地域政策課

不利益処分の内容		公民館使用の承認の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市公民館条例第9条
処分基準	根拠条項	栃木市公民館条例第9条、栃木市公民館条例施行規則第10条、社会教育法第23条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市公民館条例抜粋 (使用の停止又は取消し)</p> <p>第9条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を停止し、または使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例及びこれに基づく規則の規定又は指示に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の承認の条件に違反したとき。</p> <p>(3) その他、市長において必要があると認めるとき。</p> <p>栃木市公民館条例施行規則抜粋 (遵守事項)</p> <p>第10条 公民館(敷地を含む。)内においては、次の事項を遵守しなければならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する営利行為をしないこと。</p> <p>(2) 火気を使用しないこと。</p> <p>(3) 火薬、劇薬等の危険物を持ち込まないこと。</p> <p>(4) 宣伝その他これに類する行為をしないこと。</p> <p>(5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置をしないこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、公民館の管理運営に支障があると認められる行為をしないこと。</p> <p>社会教育法抜粋 (公民館の運営方針)</p> <p>第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p>		

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。